

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 91)

納 税 地		法第 号
法 人 名		平成 年 月 日
代 表 者 名	殿	

税 務 署 長
財 務 事 務 官

①

**認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した
場合における特別勘定の設定に関する承認申請の承認通知書
却下**

貴法人から平成 年 月 日付でされた認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内
にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請については、調査した
相 当 承認
と ころ と認められるのでこれを 却下 したから通知します。
不相当 却下

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名	
----------------	-------	--

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に
税務署長
国稅局長
に対して異議申立てをすることができます。

15. 00 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 80)

納 税 地		法第 号
法 人 名		平成 年 月 日
代 表 者 名	殿	

税 務 署 長
財 務 事 務 官

①

**認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した
場合における特別勘定の設定に関する承認申請の承認通知書
却下**

貴法人から平成 年 月 日付でされた認定事業用地適正化計画の事業用地
の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請に
ついては、調査したところ 相 当 承認
不相当 と認められるのでこれを 却下 したから通知します。

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に
税務署長
国稅局長
に対して異議申立てをすることができます。

13-07

(規格 A 4)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 91)

認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した
承認
場合における特別勘定の設定に関する承認申請の
通知書
却下

1 使用目的

「認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請の承認決議書」は、認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請について、承認する場合は、「却下」及び「不相当」の文字を抹消し、却下する場合は「承認」及び「相当」の文字を抹消する。
申 請 の 対 象 が 連結子法人の場合	対象法人名は、連結子法人の場合のみ記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	「税務署長 の箇所については、国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である旨 国税局長」 の表示をする場合には「税務署長」を、その他の場合には「国税局長」を抹消する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合は、この欄を抹消する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書を承認申請の却下にしようする場合は、書留郵便により送付する。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 80)

認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した
承認
場合における特別勘定の設定に関する承認申請の
通知書
却下

1 使用目的

「認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請の承認決議書」は、認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請について、承認する場合は、「却下」及び「不相当」の文字を抹消し、却下する場合は「承認」及び「相当」の文字を抹消する。
(新 設)	
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	「税務署長 の箇所については、国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である旨の 国税局長」 表示をする場合には「税務署長」を、その他の場合には「国税局長」を抹消する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合は、この欄を抹消する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書を承認申請の却下にしようする場合は、書留郵便により送付する。